

学校法人昌平費いわき短期大学 ガバナンス・コード遵守状況について

令和6年9月19日

いわき短期大学では、日本私立短期大学協会が示すモデルに基づき、令和3年10月20日にガバナンス・コードを制定し、遵守した活動を進めてきた。今回、令和6年9月19日に開催した、いわき短期大学教授会において、ガバナンス・コードの遵守状況の確認を実施した。結果、全体として遵守されていることが確認された。

以下に報告する。

第1章 経営の安定性・継続性の確保

- 1 経営と教学の連携・協力
- 2 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容
- 3 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方
- 4 地域貢献

以上の各項目については、全体として遵守されている状況である。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

- 1 理事会機能の充実
- 2 監事機能の充実
- 3 評議員会機能の充実

以上の各項目については、全体として遵守されている状況であるが、今年度私立学校法の改正に伴い学校法人昌平費寄附行為を改正する予定であり、これに基づき内容を見直す必要がある。

第3章 教学ガバナンスの充実

- 1 私立短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実
- 2 学長のリーダーシップと教員組織の充実
- 3 教職員の資質向上

以上の各項目については、一昨年度実施された機関別認証評価においても適格と認定されたところであり、全体として遵守されている状況である。

第4章 情報の公開と公表

- 1 情報公開と発信

以上の項目については、一昨年度実施された機関別認証評価においても適格と認定されたところであり、全体として遵守されている状況である。